

## 平成28年度第2回香川県環境審議会自然環境部会会議録

### 1 日時

平成29年2月10日(金) 14時00分～15時40分

### 2 場所

香川県庁 本館 12階 大会議室

### 3 会議に出席又は欠席した委員(50音順)

(1) 出席した委員(7名)

奥村栄朗、金子之史、木村薫、末廣喜代一、原直行、増田拓朗、矢本賢

(2) 欠席した委員(3名)

井上和枝、白井章江、辻岡宗清

### 4 委員以外の出席者(12名)

(1) みどり保全課 課長 小川剛、副課長 穴吹浩之、課長補佐 高尾勇一郎、  
副主幹 三好修、副主幹 三木洋、主事 宇都宮広、  
嘱託職員 眞鍋和恵

(2) みどり整備課 課長 松下芳樹 主任 三浦 靖

(3) 農業経営課 副課長 今井浩平

(4) (株)野生鳥獣対策連携センター 専務取締役 阿部 豪

(5) 傍聴者 1名

### 5 議題

(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について

(2) 第二種特定鳥獣管理(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル)の策定について

### 6 配布資料

(1) 本日の次第

(2) 出席者名簿及び配席図

(3) 知事からの諮問2件の写

(4) 資料1-1: 第12次鳥獣保護管理事業計画の概要

(5) 資料1-2: 第12次鳥獣保護管理事業計画(案)

(6) 資料1-3: 第12次鳥獣保護管理事業計画新旧対照表

(7) 資料2-1: イノシシ第二種特定鳥獣管理計画の概要

(8) 資料2-2: イノシシ第二種特定鳥獣管理計画第4期計画(案)

(9) 資料2-3: イノシシ第二種特定鳥獣管理計画平成29年度実施計画(案)

(10) 資料3-1: ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の概要

(11) 資料3-2: ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画第2期計画(案)

(12) 資料3-3: ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画平成29年度実施計画(案)

(13) 資料4-1: ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の概要

(14) 資料4-2: ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画第2期計画(案)

(15) 資料4-3: ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画平成29年度実施計画(案)

(16) 資料4-4: ニホンザル出没状況等住民アンケート調査

(17) 参考資料: 「階層ベイズモデルとは？」

### 7 会議録署名委員

末廣委員、原委員

## 8 議事の概要

審議事項「第12次鳥獣保護管理事業計画」、「第二種特定鳥獣管理（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）」については、継続審議とした。

## 9 主な意見等

### 【議事】

- (1) 議事録署名人について  
末廣委員と原委員を指名した。
- (2) 「第12次鳥獣保護管理事業計画の策定」、「第二種特定鳥獣管理（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）」について事務局から説明を行い、各委員から以下のとおり、意見が述べられた。なお、説明の前に配布資料に誤りがあったので修正を依頼した。

発言者	内容
事務局	まず、資料の修正をお願いしたい。資料1-2 第12次鳥獣保護管理事業計画書の6Pの2(2)特別保護地区指定計画の表中、森林鳥獣生息地の本計画期間に指定する特別保護地区の30年度の箇所数が1で変動面積が145です。31年度、32年度の欄に記載している数値は削除をお願いしたい。したがって計も合計欄も箇所数1、変動面積145に修正をお願いしたい。続いて、7Pにおいても森林鳥獣生息地の本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区の30年度の箇所数が1で面積が145です。したがって、計と合計欄も箇所数1、面積145と修正をお願いしたい。
増田委員	資料1-3の56Pの(3)愛鳥モデル校の指定の①方針について「愛鳥モデル校を指定に努める。」とあるが、「愛鳥モデル校の指定に努める。」の間違いではないか。
事務局	修正する。
増田委員	先程修正された7Pの欄外の備考に計算式があるが、合っているのか。「*」は見つかるが、「**」がどこにあるのか見つからない。この計算式は必要があるのか。
事務局	計算式は合っている。資料に行ずれが発生したため、誤解が生じた。
部会長	備考を含めて誤解のないように資料の修正をお願いしたい。
奥村委員	2点伺いたい。まず1点目は、資料1-2の23Pの⑤に「鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること」と記載がある。香川県では鉛製の散弾の使用禁止区域は1箇所あるが、環境等の観点から鉛は特に危険性が高いのでやめる方向にするべきである。しかし、実際に禁止している面積は少なく、香川県での鉛弾の使用の状況はどうか、鉛以外に変えていく方向に進んでいるのか、実態はどうか、減らす方向に進んでいるのか伺いたい。 2点目は、資料1-1の5重要な変更の内容の農林業者自らが行う捕獲に関する規制の緩和で、アライグマやヌートリアなどの特定外来生物に指定されている動物の現状はどうなっているのか。アライグマは侵入初期でないと考えるが、ヌートリアに関しては入ってきている段階と聞いている。香川県の現状を伺いたい。アライグマやヌートリアは根絶を目指して対策しないと非常に危険であるので、県ではどういった体制、対応、情報把握に努めているのか伺いたい。また、今回、狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内で捕獲する場合には許可基準が設定されると思うが、捕獲個体の状況等の把握の対応をどう考えているのか伺いたい。
事務局	まず、1点目の鉛弾の使用の制限については、今回の国の基本指針においても強調されている。第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理における指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する中で、県の捕獲事業では鉛を使用せず、合金弾を使用している。鉛中毒は北海道のエゾシカを捕獲後、猛禽類が放置

	<p>された死体内の鉛弾を肉とともに食べることで、鉛中毒にかかる事例が多く報告され、鉛の使用を規制した地域が指定されることになった。</p> <p>資料1-3の新旧対照表の19Pの(5)に鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可の考え方で、「捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する」としている。</p> <p>具体的な考え方は、まず情報収集を行い県内で該当する地域があるかどうかの現状把握を行う。鉛の散弾を鉄又は合金弾に換える場合は、銃器の銃身の交換が必要となり狩猟者の負担となることから、これも踏まえて検討する。</p> <p>次に2点目のアライグマ、ヌートリア等の対策だが、県内では、平成20年頃まではアライグマが高松市、東かがわ市、さぬき市で出没が確認される程度であったが、平成20年に一気に県内に拡大し、高松市内のいたる所の屋根裏でたぬきに似ている動物が営巣しているという苦情が寄せられてきた。この時期がアライグマの侵入初期であると考え、既に手遅れかもしれないと考え、それから2年間をかけて各市町と協力して、アライグマとヌートリアに関しては外来生物法に基づき、被害防止計画を環境省から認定を受けた。これに基づき、狩猟免許を所持しない者でもアライグマやヌートリアを捕獲できる防除従事者制度を展開し、現在、県内の防除従事者は1,000名となった。このことにより、平成22年度のアライグマの捕獲頭数が約400頭であったが、年々減少し、捕獲を試みても捕獲が困難な状況であるとのことで、現在の捕獲頭数は100~200頭程度で止まっている。今後も根絶を目指して捕獲を継続しているが、低密度状態であり初期防除が成功し抑制できていると考える。</p> <p>最後の情報収集だが、外来生物法に基づく計画的防除と有害鳥獣捕獲を併せて市町に対して3次メッシュ単位での捕獲地点、雌雄別、幼獣・成獣別のデータを平成22年度から収集している。県のホームページにおいて出没情報等を公開し、注意喚起を図っている。アライグマについては、島しょ部を除き県内全域に拡大していたが、現在は抑制できている。</p> <p>ヌートリアに関しては、台風等の影響で島しょ部に上陸はしているが、各島における防除従事者の捕獲の努力により本土部への侵入・拡大・繁殖は阻止できていると考える。</p>
部会長	<p>奥村委員の最後の点は、捕獲をした時のデータの収集についての質問であったが、その点はいかがか。</p>
事務局	<p>データ収集については、市町が有害鳥獣捕獲許可証及び防除従事者証の回収を行っており、その3次メッシュ単位での捕獲地点、雌雄別、幼獣・成獣別のデータを各市町で取りまとめ、年度末に県に報告をもらっている。</p> <p>県はこれを取りまとめ環境省に報告するとともに、県のホームページで公開している。</p>
奥村委員	<p>鉛については、他の鳥類や人間を含め環境に悪影響を及ぼす物質なので、銃器が現在のものが使えなかったりする課題もあるが、できる限り鉛を使用しない努力をして欲しい。</p> <p>ヌートリアに関しては話を聞くと拡大はしていないが、アライグマと違い供給源があるとのことで対策は緩めないで欲しい。アライグマは抑制できているとのことだが、アライグマは根絶をしなければ難しいと考える。根絶に向けたプログラムを考えて欲しい。</p>
部会長	<p>その点よろしくお願ひしたい。</p>

矢本委員	<p>資料1-2の15Pの(4)に指定管理鳥獣とあり、これは法第2条第5項に基づき環境省令で定める鳥獣とあるが、どれが該当するか分からないので、具体的に書けないか。</p> <p>次に、29Pの許可基準の表の捕獲数の欄に「被害を防止する目的を達成するために必要な数とする」とあるが、これは具体的な数字を示すという考えでよいか。私は鳥獣保護管理員を務めているが、市町から通知のある許可通知書の中に捕獲数量が「必要数」で記載されている場合がある。必要数と記載した場合、捕獲数の上限がないので、具体的な数量を示すのであれば市町に対してその指導をして欲しい。</p> <p>また、「指定管理鳥獣はこの限りではない」とあるが、指定管理鳥獣を具体的に書かないと分からないと思う。</p> <p>さらに、「銃器を使用する場合は60日、銃器以外を使用する場合は90日」が許可できるとあるが、それをオーバーしている場合が多々ある。これらを含めて指定管理鳥獣が該当するかどうか、チェックできるようにして欲しい。</p> <p>続いて、35Pの3-3鳥類の飼養登録の(1)方針で「鳥獣保護管理員の巡回等を強化する」とあるが、私は鳥獣保護管理員であるがどれが登録されたかとの情報が得られないことから、巡視が困難である。これは、飼養登録を更新した場合は鳥獣保護管理員に連絡するようなことをお願いしたい。</p>
事務局	<p>まず、指定管理鳥獣については、イノシシとニホンジカが指定されているので、具体的に記載する。</p> <p>2点目の捕獲頭数・羽数については、香川県有害鳥獣捕獲事務処理要領の中で定めることとしており、指定管理鳥獣であるイノシシとニホンジカについては、積極的な捕獲を推進していることから、必要数として上限を設けていない。また、アライグマ、ヌートリアについても根絶を目指していることから上限を設定してはいないが、鳥類については全て1許可当りの捕獲数基準として上限を設けている。県としては1許可あたりの具体的な捕獲数を検証して定めることとしている。この基準を超えた数量の許可をしていけば、その許可について適正に調査や審査を行ったかの確認を行っている。3点目の飼養登録については、第11次鳥獣保護管理事業計画から変更はしていないが、飼養登録の更新情報の提供については、個人情報保護のあり方を含めて今後検討する。次に、銃器を使用する場合については、標準許可日数を90日としている。環境省の通達に基づき市町が編成する捕獲実施隊が有害鳥獣を市町の長の指揮命令系統の下、捕獲をする場合は通年の期間としている場合がある。それ以外の個人の有害鳥獣捕獲については、90日を目安に適切な許可日数を設定するよう市町に指導を行っている。</p>
矢本委員	90日を超えて許可する旨の表現は必要ではないか。
増田委員	ただし書きで表現している。
事務局	安全管理上、設定する許可日数なので、90日を超えている場合は、その延長理由を確認している。ただし、日数は、目安であって上限ではない。
部会長	資料1-3の19Pから20Pにかけて2-1学術研究を目的とする場合とあるが、27Pの3)の「主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること」とあるが、特に小型獣の場合は種の同定を形態的な特徴、或いは分子情報で行われるので「等」で読めるが、形態、遺伝などを追記することで、主たる内容がより明確になる。
事務局	この部分は国の基本指針の表現に基づいて記述している。生理の次に「形態、遺伝子等」と追記する。
奥村委員	予察捕獲について伺いたい。市町によっては年間予察計画を作成し、年間を通じて捕獲を実施しているが、香川県ではどれくらいの市町が実施しているのか。「予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し」とあるが、適正に行われているのか。

事務局	指定管理鳥獣のイノシシ、ニホンジカは、法改正後に予察表がなくても積極的な捕獲を実施している。資料1-2の24Pから25Pにかけて予察捕獲の記述があるが、市町が有害鳥獣捕獲を実施する際に、あらかじめ被害が発生するおそれがあるものについて予察捕獲をすることができることになっている。香川県では25Pにあるように、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トビ等とあるが、これは予察捕獲をするときに必ず市町において予察表を作成し、毎年どう被害が発生しているのか把握すること、また、農業被害は十分把握できるので、それを踏まえて予察捕獲を行うかどうかを決定するよう指導をしている。
奥村委員	私は他県のある市町で毎年予察計画について意見聴取をされる側だが、実態は適切に被害を把握しているかどうか疑問であるので、是非、市町に対しては適切に把握するよう県から指導をお願いしたい。
増田委員	資料2-2の5Pの③の「住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する」とあるが、市街地でも設置するのか。
事務局	設置する。具体的な事例は屋島地域である。最近整備したのは、小豆島の坂手の集落である。農業では侵入防止柵の対象にならない市街地周辺について県独自で補助している。
増田委員	峰山も対象となるか。
事務局	なる。
増田委員	資料3-2の2P、資料3-3の1Pの図があるが、凡例で平成27年度生息確認と平成26年度以前生息確認と2つに分かれているが、重複しているところはあるのか。平成26年度以前も生息していたけども、平成27年度も生息しているメッシュはあるのか。 平成26年度以前に生息していたところは、平成27年度生息しているのか。
事務局	そうだ。
増田委員	赤い部分は平成26年度以前まで生息していたところで、青い部分は平成27年度に新たに増えた部分で、赤の部分も含めて全て平成27年度に生息が確認されているのか。
増田委員	そうだ。
部会長	青の部分の凡例の説明は、「平成27年度に新たに生息確認されたメッシュ」との表現が適切か。
事務局	そうだ。
増田委員	赤い部分が平成26年度以前及び平成27年度にも引き続き生息が確認されていたメッシュとしてはいかがか。
部会長	図の下にかっこ書きでそのような表現を加筆した方が良いか。あるいは、重複しているところは赤と青の格子メッシュにするとわかりやすくなるのではないか。いずれにしる図をわかりやすく工夫するようお願いしたい。
事務局	わかった。
奥村委員	ニホンジカはイノシシと違って山の動物で林の中で薄く広く生息している。イノシシは里の動物で増えるとすぐに被害が出るので分かりやすいが、ニホンジカは低密度と思っていると、山の中で徐々に増えているので、危機感を持っていないと、気付けば大変なことになるので、是非対策をお願いしたい。
奥村委員	資料4-3の4Pのサルの管理捕獲実施基準の基準1の内要欄の「管理捕獲」は「有害鳥獣捕獲」の誤りではないか。
事務局	「有害鳥獣捕獲」に訂正する。
増田委員	資料4-4のアンケート調査表だが、過去1、2ヶ月の出没状況を伺うことになっているが、裏面では4シーズンの質問なので、過去1年でよいのではないか。

	設問の設定としては、③の出没環境は①の出没状況の後がよいのではないか。
事務局	過去1、2ヶ月の出没状況の問いかけについては修正する。また、設問の順序については、問題性の大きさ順にしている。
増田委員	わかった。
部会長	いくつかの間違い点、内容上修正した方が良い点があったが、事務局が対応して私が確認することによろしいか。
各委員	了承